

平成 29 年度

進路通信



No.29
2017/2/28

【三重県立高校の志願変更について】

先日の三者懇談で確認した後期選抜の志願校へ出願書類を提出してきました。出願期間は2月28日で締切となり、三重県のホームページや新聞で、各高校の募集定員と、出願者数、志願倍率等が発表されます。（2月28日三重県ホームページ、3月1日朝刊）

公立高校には「1度限りの志願変更」という制度があります。これは、出願した学校や科の志願者数(志願倍率)が、予想していた数字とあまりにもかけ離れていた場合など出願以後に状況が変わり、志願した学校の科や志願校そのものをどうしても変更したい場合、「1度限りの志願変更」ができるというものです。

志願変更のパターンには、次の2つがあります。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 志願校はそのまま、志願した学科・コースのみを変更する② 志願する学校そのものを変更する（学科・コースとも） |
|--|

しかし、先日の三者懇談会で、家の人や担任の先生と何度も相談して、最終的に、自分で決定した進路です。新聞発表の数字に振りまわされたり、志願倍率に左右されたりすることなく、あくまでも自分の第1希望を大事にしてほしいと思います。

志願倍率の数字を見て、有利だと考えて志願変更をしても、他にも同じ考えの人が多数いた場合、かえって不利になることもあります。それらのことをよく考えた上で志願変更を行ってください。

また、数字だけを見て油断しないでください。特に、応募者が定員に満たなかった場合、定員内不合格にされる可能性もあります。その場合、定員に満たない人数は、再募集（二次募集）で補われることになります。

再募集は、募集人数が少ないにもかかわらず、例年多くの人が志願しています。ですので、公立高校の再募集は、後期選抜よりもはるかに難しくなる場合があります。

志願変更は、中学校から勧めることは一切しません。

また、一度変更したら、再び元へ戻すことはできません。

以上のことを十分に考えに入れた上で、志願変更を希望する人は、**手続きを期限内に行ってください。**

【志願変更に関わる日程と手続きについて】

高校側の志願変更受付期間は、3月5日(月)～3月7日(月)正午(定時制は6日)までですが、志願変更にいたるまでには、以下の手順をふまなければなりません。

そのために、光風中学校での校内受付期間を

3月2日(金)まで とします。

この期間内にできるだけ早く申し出て以下の手続きを行ってください。

志願変更にいたるまでの手順

- ① 志願変更の申し込み。担任に申し出てください。
- ② 「志願校変更願」または「志願学科等変更願」の記入、捺印。
※ **新しい受験票のための写真の用意をお願いします。**
- ③ 最初の志願校へ③の書類等を持参して、願書等の書類を戻してもらう。
(中学校で取りまとめて行います)
- ④ 願書変更。(入学願書の志願変更欄に本人が記入します)
- ⑤ 志願変更した高校へ、願書等の書類を提出し、**受検票を再発行**してもらう。
(中学校で取りまとめて行います)